

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部(自明治二十年至明治廿二年)

第一節 假校舎、生徒募集、入學試業、入學式、職員生徒、學科課程等

野村校長
着任と假
事務所の假
定

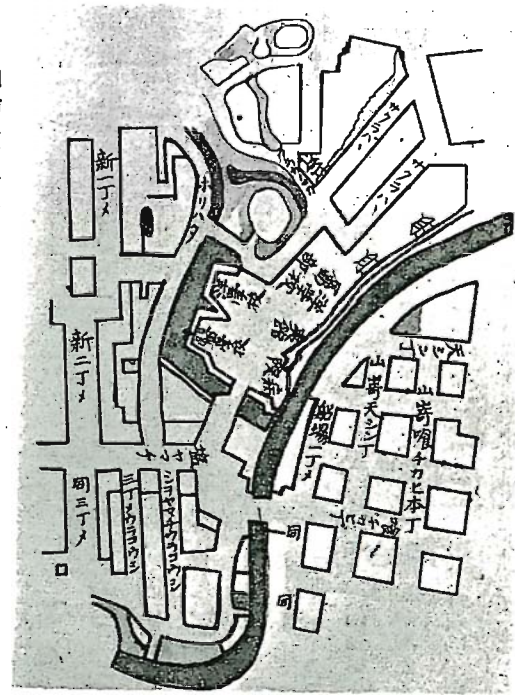
明治二十年六月四日、第一高等中學校長より本校校長に任命せられた野村彦四郎氏は、同月九日付、文部省宛、熊本赴任の上、高等中學校第五區内尋常中學校巡回の議を伺出で、九日更に、會計出張員文部屬井上驥太郎を隨行致度旨を伺出で、同月二十一日着熊、(辻文部次官、久保田會計局長、古莊第一高等中學校長宛)、一行無事今日着キ肩書ノ所ニ止宿ス」と打電)熊本市櫻井町十七番地内國通運會社に止宿し、七月十三日を以て、同所に假事務所を設けた。

假校舎の
物色と古
城の警察
署跡

而して本校は、新築落成までの約二年間の假校舎を、何處にか物色しなければならなかつた。然るに偶々陸軍所轄の古城に於ける熊本縣警察署が、當今北警察署所在の地たる南千反畑町に移され、その跡を假校舎に見出したことは、洵に此上もない仕合せなことである。由來古城は、古昔より加藤清正が熊本城を築造するまで、歴代の居城に當てられ、豊臣秀吉の薩摩征伐の途次にも滞在したことがあり、降つて明治の初年には、熊本醫學學校及び熊本洋學校の所在地でもあつた。故に此の地は、單に熊本に於ける文武二道の遺跡であるばかりでなく、實に新文明發祥の地とも稱し得る處で、熊本醫學學校廢校の後、熊本縣警察署が置かれてゐたのである。

熊本鎮臺との交渉

かくて本校は、野村校長の名を以て、熊本鎮臺宛借用の交渉を爲したが、八月三十日、長井監督部長より、次の如き公文書に接した。



明治初年の古城略圖

貴校來ル九月ヨリ假開校可相成見込之處
 校舍ニ充ツベキ適當ノ家屋無之ニ付陸軍
 所轄之熊本縣警察署跡土地建物トモ校舍
 建築迄凡向二ケ年間御借用相成度旨第八
 號ヲ以テ御照會之趣了承右者御貸渡可致
 候條要用之際八年限ニ不係速ニ御返却相
 成度此段及御答候也
 ・追テ御貸渡中破損ケ所修繕及建物保存
 方等ハ豫メ當陣營經理部ト御約定置相
 成度此段爲念申添候也

明治二十年八月三十日

熊本鎮臺監督部長 長井出之章 圖

文部大臣
 宛の何書

第五高等中學校長 野村彦四郎 殿

是に於て野村校長は、九月九日付を以て、森文部大臣宛、次の如き何書を提出した。

今般當校假開校可致付テハ當時陸軍省所轄元熊本警察署跡ハ校舍ニ適當之建物ニ付校舍建物出來マテ借用之儀

其筋ニ照會ヲ遂ケ候處別紙寫之通差支無之旨回答
 有之候ニ付右土地建物借受校舍ニ相充候様仕度此
 段相伺候也

猶本文御裁可之上者熊本鎮臺經理部ト夫々約定
 可取計此段併而相伺候也

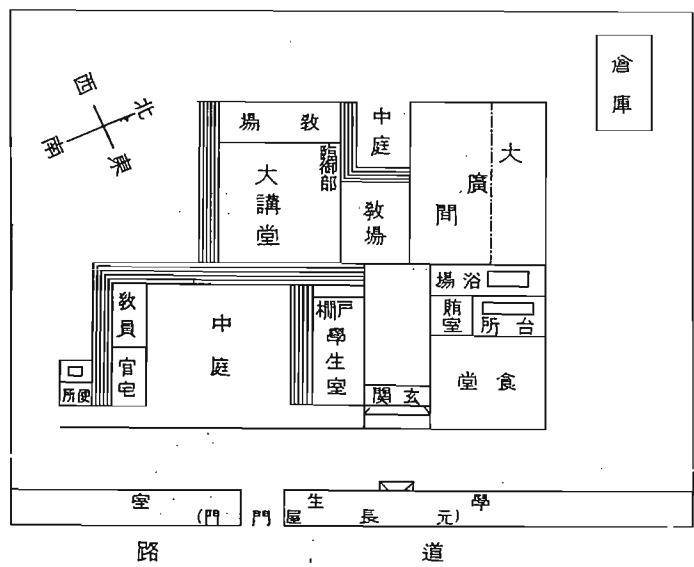
明治二十年九月九日

第五高等中學校長 野村彦四郎 圖

文部大臣子爵 森 有禮 殿

此の伺の趣は、九月十四日付を以て、開届の旨回
 送され、同時に久保田文部省會計局長より、野村校
 長宛、左の通り要求して來た。

貴校假リニ開校之爲陸軍省所轄元熊本警察署跡ヲ
 熊本鎮臺ヨリ御借用相成度儀ニ付去ル九日付御伺
 出ニ對シ本日指令相成候ニ付熊本鎮臺へ御打合之



醫學部内校見取圖 (肥後縣立正崎山)

會計局長
 宛の通牒

上實地受渡之手續相濟候ハ、定約書並ニ繪圖面相添へ御届出有之度此段申置候也

明治廿年九月十四日

文部省會計局長 久保田 讓 圖

第五高等中學校長 野村彦四郎 殿

假事務所
の移轉と
開校の準
備

而して夫々の定約書も調つたので、十月一日を以ていよいよ同地に假事務所を移し、開校の準備にかゝつた。これより先、野村校長は、文部大臣宛、電信を以て、

當分假校舎ヲ當地ニ開キ豫科三年各級ヲ置キ來ル九月中ニ授業ヲ始メタシ電シテ御指令ヲ乞フ

と願出でたのに對して、文部大臣よりは、九月二十一日付にて、「開校等ノ儀聞届ケタリ」との回答があり、又一方、沖繩を除く九州各縣知事宛、左の如き通牒を出した。

九州各知
事への通
牒

本校假校舎ヲ開キ豫科三年各級ヲ置キ來ル九月中ニ授業相始度旨文部大臣へ相伺候處聞届之旨昨日指令相成候ニ付御參按ノ爲不取敢及御通牒候也

之等に就いて考へて見るに、本校は九月中に授業開始の豫定であつたので、八月十七日付を以て、文部省會計局よりは、開校事務費二百圓の支給もあつたのに、十一月十四日、豫科三級合格者二十四名竝に假入學者六十一名に對して入學式を舉行したのは、入學考査に相當の日子を要したのと、十月四日付を以て、三百圓の校舎修繕費、十月六日付を以て、避雷柱買入費が支給されてゐるやうに、修繕増設等の必要があつたからである。

而して第五高等中學校一覽(明治二十年—同二十一年)第三章總則第二條には、

本校ノ學科ハ本科豫科ニ分チ本科ハ明治十九年文部省令第十六號高等中學校ノ學科及程度ニ據リ豫科ハ同年同

授業開始
の理

令第十四號尋常中學校第三年以上ノ學科及程度ニ據ル

但當分ノ内豫科補充ニケ級ヲ置キ明治十九年文部省令第十四號尋常中學校第二級以下ノ學科及其程度ニ據

ル

又第四章學科課程第一條には、

本科ノ課程ヲ二學級ニ分チ豫科ノ課程ヲ三學級ニ分チ各一學年ヲ以テ一學級ヲ終ハル

とあり、第六章入學在學退學規定第二條には、

入學ヲ許スベキ者ノ年齢ハ豫科第三級ニ於テハ滿十四年以上トシ同第二級ニ於テ滿十五年以上トス其他之ニ準

ズ

とあり、更に第三條には、

本科第一年後ニ入學セント欲スル者ニハ尋常中學校第五級以下豫科第三級ニ入學セント欲スル者ニハ尋常中學校第二級以下ノ學科及其程度ニ依リ學力試業及躰格検査ヲ受ケシム

とあるやうに、豫科第三級の入學試験程度は、尋常中學校第二學年級以下の學科及程度に據ることゝなつてゐる。然るに文部省第十六年報(明治二十一年分)にも、

(前略)本年尋常中學校ノ卒業生ハ僅ニ二百八十一名ニシテ猶ホ其ノ四分ノ一ニ足ラス蓋シ尋常中學校ノ卒業生ハ直ニ高等中學校ノ本科ニ入ルヲ得ヘキモノナレトモ現今ノ卒業生ハ其ノ學力未タ足ラスシテ直ニ本科ニ入ル能ハサルノミナラス其ノ豫科ニタモ猶ホ入ルニ堪ヘサルモノアリ現ニ地方ノ卒業生ニ就キテ之ヲ觀レハ其ノ豫

科ニ入ルヲ得ルモノハ十分ノ一二ニ過キス云々
又、同報高等中學校の條にも、

(前略)第一高等中學校ヲ除クノ外ハ地方ノ生徒ニシテ直ニ豫科ニ入ルヲ得ヘキモノ甚タ乏キカ爲ニ別ニ豫科補充生ナルモノヲ置キ第三高等中學校ハ其ノ課程ヲ一年トシ其ノ他ハ之ヲ二年トシ豫科ニ入ルヘキノ地ヲナサシム云々

とある如く、更に又、第十四報(明治十九年分)全國教育總論に於て、

又五地方ノ生徒ヲ以テ之ヲ該部ノ人口ニ比例スレハ人口百中ノ生徒(中略)僅ニ五名七分ニ止リ他ノ地方部ト相肩隨セント欲セハ猶一名七八分ヲ増サ、ルヘカラス(中略)目下學事ノ振ハサル固ヨリ民力困弊ニ基クモノニシテ已ニ數年前其狀ヲ現シタレトモ統計諸數ノ減少ヲ見ルコト本年ノ如キハ未タ曾テアラサル所ナリ云々

以上の例に徴しても明かなる如く、學力不十分のために、考査も規程通りに行ふわけにゆかず、随分骨の折れたことが察せられる。右に就いて生徒入學概況申報を案するに、八月十三日を以て、生徒募集のことを官報其他各種新聞紙に掲載し、八月廿日より九月廿日までに出願すべき旨を廣告し、熊本・大分・福岡・佐賀・長崎・宮崎鹿兒島の七縣學務課及尋常中學校にも其旨報道し、出願者に對しては、一回の通檢にては其實力を査定し難ければ、普通試験法の外、特に復習訓練等種々の方法を混へ、數週間を期して覆審詳査を遂げ、實力を差別すべき見込なるを以て、從來學習せし書籍等可成携帶の上、數週間滞在の積りにて出校致すべき旨を通示したのである。

生徒入學
概況申報
生徒募集
の廣告

入學試業
の期日と
科目

かくして十月六日、入學試業委員心得、受験人心得及び入學志願者特別檢定心得等を定め、十五日、入學志願者を集めて試業中の準備等を示し、十八日より二十四日まで一週間に亘り、倫理(人倫の要旨)、國語漢文(漢文講讀・漢字交り文書取・漢字交り作文文)、第一外國語(讀方・和文英譯・英文和譯・書取・會話)、地理(日本地理概略・亞細亞及歐羅巴の地理)、歴史(日本歴史の大意・萬國歴史の大意)、數學(普通程度の算術全部・一次方程式終までの理論及應用代數術大意・理論及應用幾何學平面幾何大意―直線形圖及面積)、博物物理及化學大意、習字―楷行草書、圖畫―自在畫、體操―普通體操、但し入學者の都合により兵式體操等の諸學科に就いて考査を爲し、十月廿七日より一月五日まで十日間に、國語漢文、英語、數學、地理につき、特に覆審精査を施し、體操は特別檢定の主意に基き、駢足早駢等の耐否呼吸の緩急等を試み、十一月十日より十二日まで三日間、受験者百八名に對し、體質・體重・身長・指極・力量・聽器・視力・辨色力・握力・肺量・胸圍・上肢圍 上腕中部下腕上三分一・下肢圍 大腿上三分一 小腿腓腹部・現今所患・別徵等につきて嚴密なる體格檢査を行つた結果は、別表の通り二十四名の及第者と六十一名の假入學者を發表した。而して假入學と云ふのは、試験成績は大體に於て豫科三級入學程度に該當するも、一二學科に短所あるに依り、將來數箇月間を期して之が補修を施し、漸次豫科第三級に編入せしめ得べき見込ある者である。かくて十一月十四日入學式に參列したのは、前記の通り豫科第三級生二十四名と假入學生五十八名(外三名は辭退)とであり、入學式舉行後引續き教授を開始したものである。

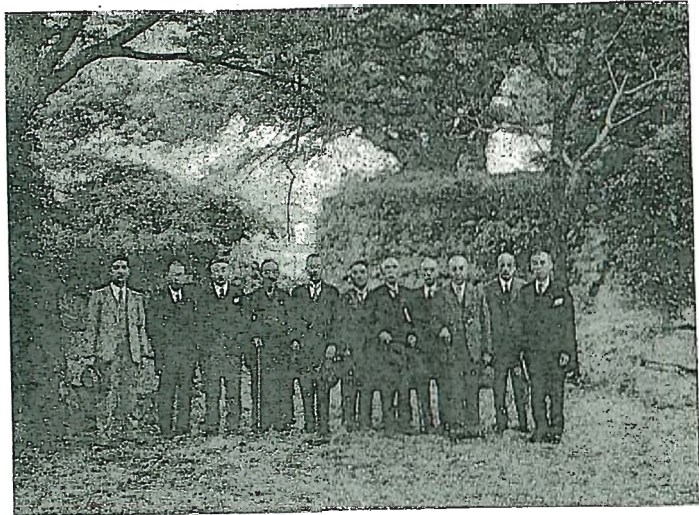
身體檢査
施行

及第者並
に假入學
者發表

入學式舉
行

特別檢定

茲に附記して置き度いのは、特別檢定及び入學試業科目及概則に關してである。特別檢定とは、今回に限つて行はれたもので、將來教養上の參考に資する爲で、入學試業の及落には關係しないものであつた。その項目には



古城時代を代つてび 昭和二十年十月一日

(1)・氏固堅川村・氏安充本藤・氏吉繁本限・氏太典星赤・氏次忠野長・氏枝幹森古(りよ右てつ向)
 授教人良森高(4)・授教幸一田池(3)・氏三倉藤後(2)・授教郎次藤白(1)(4)・(3)・(2)・氏松貞山片

- 一、學校ヨリ示シタル諸件忘却スルナキヤ否ヤ
 - 二、教員等ヨリ示シタル必要携帶品ヲ忘却スルナキヤ否ヤ
 - 三、履物并ニ携帶品ヲ亂雜若クハ取違ノ失ナキヤ否ヤ
 - 四、壁障子等凡校舍修繕ニ關スルモノヲ毀テ若クハ汚瀆シ又ハ樹木等ヲ毀傷スルノ失ナキヤ否ヤ
 - 五、教場着席姿勢及行發姿勢ノ良否如何
 - 六、駈足早駈ノ耐否速如何
 - 七、敬禮其度ニ適スルヤ否ヤ
 - 八、和スベキニハ和シ同スベカラザルニハ同セザルノ思考氣力ノ淺深強弱ノ度如何
- 右の八つが挙げられてゐるが、如何に周到綿密なるものであつたかが察せられる。

入學試業
科目及概

次に尙、参考の爲に、入學試業科目及概則に就いて一言すれば、志願者が若し最下級の補充科第二級に希望する時は、當該試業一回だけで済むけれども、若し其第一級を希望する場合は、第二級の試業に合格したる上にて

更に第一級の試業に應ねばならず、豫科第三級の場合は前二回終了後のことで、漸次遞進して數回の應試を爲さしめることとし、且、補充科第二級に於ては、之を三期に分ち、第一期には、英語(譯解)、數學(算術)の二科目、第二期には、英語(讀方・綴字・書取・習字)、倫理(人倫道德の要旨)、國語漢文(講讀・作文・書取)、地理(日本地理の概略)、圖畫(自在畫)の五科目、第三期には、歴史(日本歴史の概略)、理科(初步)、習字(楷行書)、體操(普通體操)等を課し、第一期若くは第二期の試業に於て不合格の場合には、第二期若くは第三期の試業は施さないこととした。又補充科第一級に於ても之を三期に分ち、第一期には、英語(作文・譯解)、數學(算術)の二科目、第二期には、英語(讀方・綴字・會話・習字)、數學(幾何)、倫理(人倫道德の要旨)、國語漢文(講讀・作文・書取)、地理(日本地理の概略)、圖畫(自在畫)の六科目、第三期には、歴史(日本歴史の概略)、博物(普通動物及金石)、習字(楷行書)、體操(普通體操)の四科目と定められてゐる。

かくして全員百八名中、最高位に在つた熊本縣人六十四名は、尋常中學五年修了者七名、同四年修了者四名、同三年修了者二名、諸種三名合計十六名の及第者と、四年修了者五名、三年修了者十三名、二年修了者十八名、諸種三名、計三十九名の假入學者とがあり、落第者は、四年修了者一名、三年修了者二名、二年修了者二名、一年修了者一名、諸種、三名計九名で、百分比は、及第者二五%、假入學者六〇・九%、落第者一四%である。従つて及第者中には、五年卒業生より三年修了者まで、假入學者に至りては、四年修了者より二年修了者までで、年齢の差も別表に示す如く、十六歳より二十二歳までである。試業科目には、細目程度を定め、各科目の參考書をも列擧してある。

入學者の
學業年齢

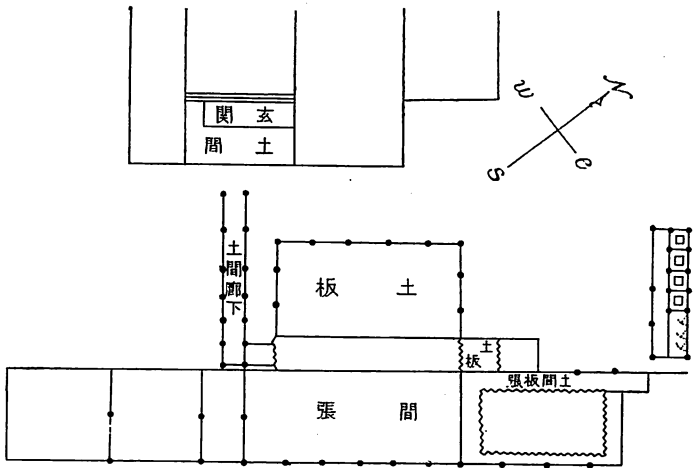
入學式舉行當時に於ける本校部職員は、野村校長、大橋幹事、出張會計員井上文部屬の外、之を任命順に擧ぐれば、書記永井孝一、備園哲雄、教諭理學士高須偉郎、助教諭秋山鍊太郎、教諭利根川浩、同福井彦次郎、舎監飯田秀魁、書記志水源吾、講師小川忠武、囑託川上親賢、同古賀富次郎、當分雇矢津恆彦の諸氏に過ぎなかつたが、衛生醫退職一等軍醫奥村一隆、英語科助手余田司馬人、囑託石井將之、同豫備役上等兵川野房吉の諸氏がその年に加はり、翌二十一年には、書記三浦造酒藏、教諭工學士中原淳藏、雇井田幸男、助手福島綱雄、雇町野一清、教諭笠井直、同小出壽之太、同笠間益三、同中川久知、囑託成富信敬、助教諭前野關一郎、雇生駒新太郎、外國教師英國人イーバル・クラミ、教諭西郷貞、同賀來熊次郎、囑託永沼貫平、教諭前田元敏の諸氏が加はり、二十二年七月假移轉までに、書記肝屬兼寛、囑託今井恆郎、助教諭菅沼安隆の諸氏が加はつて、各科の授業も次第に充實して來た。

豫科補充生入學に關する告示

豫科三級並立生入學試験の施行

是より先文部省は、明治二十年十二月二十八日、告示第十五號を以て、高等中學校豫科生徒ノ員數不足ノ場合ニ於テハ當分ノ内豫科補充生ヲ入學セシムルコトアルヘシ但其學科及程度ハ尋常中學校第二級若クハ第二級第一級ノ學科程度ニ據ルヘシと云ふ通牒を發したので、本校に於ては、翌二十一年一月、生徒募集の廣告を出し、三月十九日より豫科第三級の入學試験を施行し、その結果、豫科三級二十二名、補充二級二十九名を加へ、五月には、補充科志願者三百五十四名中、同一級に九十二名、同一級に十六名を許可し、更に七月には、豫科二級志願者十三名中、豫科三級一名、補充一級一名を許可し、補充二級出願者四十四名中、補充一級へ十九名を許可し、同一級出願者百四名中、

二十一年末の生徒數



増築願添付略圖

十三名を許可し、九月には、出願者百七十名中、三名を豫科三級へ、五名を補充一級へ、三十二名を同一級へ許可すると云ふやうに、次第に生徒の數を増し、又一方、二十年十一月以降七十餘名の退學者もあつたが、二十一年十二月末日には、豫科二級十五人、同一級八十三人、補充一級四十五人、同一級百七十七人、合計二百六十人に達し、内、熊本百七十三人、福岡二十九人、大分十六人、佐賀十四人、長崎・鹿児島各八人、京都・宮崎各二人、大阪・兵庫・山形・秋田・廣島・山口・愛媛各一人の割になり、區域外の入學者も漸次増加して來た。而して大小六教室を、補充二年一組四十六人一教室、豫科三級二組十四人二教室に充て、それに化學・畫學の二教室だけでは、新募の補充二年二十五人、豫科三級二十人の入學を許すことになれば狹隘を訴へるので、二十一年八月十七日付を以て、文部省宛、百二十圓にて、縦八間横三間平家作一教場の増築方を出願するに至つた次第である。

監督部へ照會ノ件（明治二十一年五月二十六日）

教場増築の願出

當校生徒漸次増員ノ爲メ教場狹隘ニ付別紙略圖朱線ノ通建増致度右ハ御差支無之候哉何分ノ御報煩シ度此段及御照會候也

年 月 日

校 長 名

第六師團

監督部長宛

當時入學の期は、學年の始九月と定められてはるが、前述の如く、時宜に依つて臨時入學を許し、豫科第三級は滿十四年以上、同年二級は滿十五年以上、其他之に準じ、本科第一年級には尋常中學第五年級以下、豫科第三級には尋常中學校第二年級以下の學科及其程度に依つて、學力考査と體格檢査とを施し、本科第二年級若しくは豫科第二級以上に入學せんと欲せば、本科第一年級若しくは豫科第三級に入るべき考査と檢査を経たる上にて、所定諸科目の試業を受けねばならなかつたが、他の高等中學校生徒も、該校長の證明によつて轉學を許したのである。而して明治二十一年二月には、生徒競勵會なるものを左の如く定めた。

生徒競勵會

第一條 競勵會ヲ分ツテ學術部運動部ノ二種トス

第二條 學術部ハ廣ク學科ニ涉リ種々問題ヲ發シ其熟否及思考推究等凡ソ能力發達ノ度を批評スルモノトス

第三條 運動部ハ生兵學器械體操等熟否及諸戶外運動即チ飛走等凡ソ身體練磨ノ度ヲ批評スルモノトス

第四條 學術部運動部共に之ヲ競争セシムルニハ決シテ一人一己ヲ以テセス各組生徒ヲ二分シ紅白二隊ニ分テ隊ト隊トノ競勵ヲ爲サシムルモノトス

成績並に
行狀に關
する生徒
の處分

但學術部ハ教場着席順ヲ本トシ奇數偶數ニテ其隊ヲ定ム運動部ハ一組内身長ヲ本トシ順次兩分シ其隊ヲ定ム
第五條 學術部ハ年凡ソ四回學術受持ノ教員ヨリ其時日及問題等ヲ豫定シ校長ノ裁ヲ受ケ之ヲ施行ス
第六條 運動部ハ年凡ソ二回體操受持教員中ニ於テ其時日及競争ノ種類等ヲ豫定シ校長ノ裁ヲ受ケ之ヲ施行ス
第七條 優劣採點ノ方法等ハ主任教員ニ於テ別ニ定ムル所ニ據ル

然るに、規則及示達に悖り、若くは怠惰不行狀については、その輕重に依つて行狀點を減じ、或は停學を命じ、或は除名を爲したのであるが、勤惰に依る除名を受くべき者は、三箇月以上引續き缺課する者及び出席の數三箇月間僅に數回に止まる者、出席甚だ常ならざる者、一學期間停學處分を受くること二回に及ぶ者、二學年を越ゆるも尙同級に止まる者等であるが、成績に依る除名は、總平均五十已上六十未滿にして、三課目以上四十未滿の者、總平均四十已上五十未滿にして、五十未滿二課目以上の者、總平均四十未滿にして、四十未滿一課目以上の者等である。(落第は總平均六十以上にして、五十未滿一課目、四十已上五十未滿二課目、五十已上六十未滿三課目以上、總平均五十已上六十未滿にして、一課目或は二課目六十未滿、四十已上六十未滿三課目以上、總平均四十已上五十未滿にして、五十未滿一課目)

生徒心得

生徒心得としては、第二章第一節に掲げた七項に、

第八項 職員ニ對シテハ勿論當校ノ生徒ハ互ニ敬禮ヲ行フベキ事

第九項 公事ノ示達及報告等ハ揭示スベキニ付キ時々揭示場ニ就キ一覽スベキ事

第十項 授業ナキ時間ニハ教場ニ入ルベカラザル事

但教員ノ認可ヲ得テ自修スルモノハ此限ニアラズ
第十一項 校内ニ在テハ定所ノ外飲食及喫煙スベカラザル事
第十二項 教場内ハ勿論控所廊下タリトモ吐唾及煙草ノ吹殻ヲスツル事總テ汚穢又ハ危険ノ虞アル事ヲ爲スベカラザル事

等の五項目を補足してある。

生徒姿勢
標準

又一面に於ては、生徒姿勢標準なるものを定め、着席、着席持書、起立持書、筆記、歩行の五項目に分ちて、夫々深切なる標準を示してゐるばかりでなく、堂々と官報にまで發表してゐる。

第五高等中學校生徒姿勢標準

一 本校生徒ハ概ネ左ノ標準ニ則リ常ニ其姿勢ヲ正クスルコトヲ勉ムヘシ

但シ學科ノ都合ニヨリ特ニ教師ヨリ命シタル姿勢ハ此限ニアラス

(第一項着席ノ姿勢) 一直坐若クハ體ヲ少シク前後ニ傾クルトキト雖後頭結節ト薦骨トハ一直線ヲ爲ス」一腰

ノ下部ヲ前ニ出シ臍下ニ氣力ヲ充タス」一眼ハ必要ノ所ヲ直視ス」一兩手ノ掌ヲ下ニ向ケ股上ニ置ク」一脊

骨ヲ伸ハシ肩骨ヲ後ニ開ク

(第二項着席持書ノ姿勢) 一兩前臂ノ半ヲ机上ニ戴セ兩手ニテ保チ其下部ヲ机面ニ托ス

但シ場合ニヨリテ片手ハ書籍ヲ保チ片手ハ股上ニ置クカ又ハ片手ニテ書籍ヲ保チ片手ニテ筆記スルコトハ固

ヨリ妨ナシ」一書籍ノ背面ト机ノ面トハ三十度乃至四十度ノ角ヲ爲ス」一體ヲ少シク前方ニ傾ケ書籍ノ面ト

限トノ距離ヲ凡ソ一尺三寸内外トス但シ肩ヲ前ニ傾クヘカラス」一右ノ外ハ總テ第一項ニ同シ

(第三項起立持書ノ姿勢) 一兩手ニテ書籍ノ程好キ部分ヲ保チ其下端ヲ凡ソ乳ノ邊ト水平ニス」一書籍ノ背面

ト机ノ面トハ凡ソ六十度ノ角度ヲ爲ス」一書籍ノ面ト限トノ距離ハ凡ソ一尺三寸内外トス但シ光線等ノ都合

ニヨリ少シク書籍ヲ左方又ハ右方ニ寄スルモ可ナリ

(第四項筆記ノ姿勢) 但シ作文圖書書取數學ノ運算等ハ總テ此項ニ屬ス」一左手ヲ机上ニ出シ紙ヲ押ユ但シ事

宜ニヨリ押エサルモ妨ケナシ」一右ノ前臂ハ輕ク机上ニ托シ若クハ全ク机上ニ托セサルカ又ハ右ノ手頸ヲ左

手ノ甲ニ托スルモ妨ケナシ」一體ヲ少シク前方ニ傾ケ限ト紙面トノ距離ヲ凡ソ一尺二寸内外トス」一右ノ外

ハ總テ第一項ニ同シ

(第五項歩行ノ姿勢) 一凡ソ校ノ内外ヲ問ハス歩行ノ節ハ體操科ニ於ケル行進ノ姿勢ヲナス

而して右の標準は、明治二十一年九月十五日の官報にあるだけで、學校には遺つてゐないので、どの程度で何時まで實行されたかは不明である。

然るに文部省に於ては、二十一年七月六日、省令第四號を以て、高等中學校の學科を、一部(法科・文科)二部(工科・理科)三部(醫科)に分ち、各生徒をして其の一つを修めしめることとし、且明治十九年七月制定の學科中、理財學の次に法學通論を加へたのであるが、當時三部を置いてゐるのは、第一高等中學校だけで、本校の如きは、同年十二月二十八日に至つて漸く規則が定められ、未だ本科生は居らず、従つて部の區別も無かつたからであるが、左に本科及び豫科の各學科課程表を掲げて置く。

一部二部
三部の分
科

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部
本科一部學科課程表 (主トシテ法科、文科ヲ專修セント欲スル者ニ課ス)

學科	第一學年			第二學年			第三學年		
	第一學期	第二學期	時間	第一學期	第二學期	時間	第一學期	第二學期	時間
國語及漢文	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三
第一外國語	會講話、作翻文譯	同上	四	同上	同上	四	同上	同上	四
第二外國語	會講話、作翻文譯	同上	四	同上	同上	四	同上	同上	四
地理	政治地理	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
歷史	希臘史	羅馬史	三	同上	獨逸史	三	同上	同上	三
數學	高等數學一斑	同上	三	同上	同上	三	同上	同上	三
地質及礦物	鑛石ノ形象性質、地質沿革	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
物理	物理學一斑	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
理財學	總論及生財配財等ノ大要	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
哲學	論理	論理、心理	二	同上	心理	二	同上	同上	二

學科	第一學年			第二學年			第三學年		
	第一學期	第二學期	時間	第一學期	第二學期	時間	第一學期	第二學期	時間
體操	兵式體操	同上	三	同上	同上	三	同上	同上	三
計	一一	一一	三〇	一一	一一	三〇	一一	一一	三〇
國語及漢文	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三	作講文(讀和文及漢文)	作講文(讀和文及漢文)	三
第一外國語	會講話、作翻文譯	同上	四	同上	同上	四	同上	同上	四
第二外國語	會講話、作翻文譯	同上	四	同上	同上	四	同上	同上	四
羅旬語	文法、講讀	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
地理	政治地理	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
歷史	英國史	佛國史	三	同上	米國史	三	同上	同上	三
化學	化學一斑	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二
天文	大地系、球、恆星等體	同上	一	同上	同上	一	同上	同上	一
理財學	總論及生財、配財等ノ大要	同上	二	同上	同上	二	同上	同上	二

本科課程表

第二章 古城時代の本校と長崎醫學部

計	體操	法學通論
一一	兵式體操	大意
二八	三	二
一一	同上	同上
二八	三	二
一一	同上	同上
二八	三	二

本科二部學科課程表 (主トシテ工科、理科ヲ專修セント欲スル者ニ課ス)

學科	第一學年				第二學年				第三學年			
	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期
學科	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講
第一外國語	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻
第二外國語	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯
數學	平方解析幾何論	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
地質及礦物	礦物ノ形象性質、地質沿革	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
物理	音響學、力學	熱學、電氣學、光學	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
化學	無機化學 (總論各論)	同上 (各論、理論)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
理財學	總論及生財、配財等ノ大要	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

學科	第一學年				第二學年				第三學年			
	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期
圖畫	用 (射影圖法)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
測量	測器調整方及使用法、實測製圖墨色地誌畫	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
體操	兵式體操	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
計	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇	一〇	三〇
學科	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講	會講
第一外國語	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻	話讀、作翻
第二外國語	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯	文譯
羅句語	文法、講讀	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
數學	立體解析幾何、初步微積分法大意	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
物理	實地測定演習	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
化學	有機化學 (總論、各論) 無機化學 實地演習	有機化學 (各論、定性)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
天文	大地系、球、恆星等體	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

法學通論	大意	二	同上	二	同上	二	同上	二
哲學	論理、心理	二	同上	二	同上	二	同上	二
圖畫	用器(圖法幾何)	七	同上(陰影法、製造圖)	七	同上(遠近法、製造圖)	七	同上	七
力學	分運動子動力學	二	同上	二	同上	二	同上	二
測量	高低測量、實測演習 着色地誌	三	同上	三	同上	三	同上	三
體操	兵式體操	三	同上	三	同上	三	同上	三
計	一〇又一	又三 又二 又九 三〇	一〇又一	又三 又二 又九 三〇	一〇又一	又三 又二 又九 三〇	又三 又二 又九 三〇	又三 又二 又九 三〇

本表中工科ヲ專修セント欲スル者ハ第二年ニ於テ第二外國語、雜句語、哲學ノ三科ヲ缺ク尤モ大學ニ於テ海軍省ノ官費生タルヲ望ム者ハ第一外國語ヲ缺キ佛語ヲ攻ム又理科ヲ專修セント欲スル者ハ第二年ニ於テ圖畫測量ノ二科ヲ缺キ若クハ圖畫ノ授業時間四時ヲ減シテ雜句語、測量ノ二科ヲ缺クコトヲ得

豫科學科課程表 第三級

學科	第一期	第二期	第三期
倫理	人倫道德ノ要旨	同上	同上
時間	一	一	一

豫科學科課程表 第二級

第二級

國語及漢文	作講文(漢漢字交リ)	五	同上	五	同上	五
第一外國語	作講文(漢文)	九	同上	九	同上	九
地理	亞米利加、非洲、澳洲、南地刺	二	同上	二	同上	二
歷史	支那歷史	二	同上	二	同上	二
數學	代數、幾何	四	同上	四	同上	四
博物	衛生及生理ノ大意	二	同上	二	同上	二
圖畫	自在畫(器具、花、家屋、草木、山水、鳥獸等ノ臨畫)	二	同上	二	同上	二
體操	普通體操	三	同上	三	同上	三
合計	九	三〇	九	三〇	九	三〇

學科	第一期	第二期	第三期
倫理	人倫道德ノ要旨	同上	同上
時間	一	一	一

第一外國語	第二外國語	地理	歴史	算學	化學	圖畫	體操	合計
講義、會話、作文及文法、翻譯	書讀方及綴譯文解	及日本政治ノ地理文	日本歴史	代數、幾何	主要ナル非金屬及其化合物	自在(人物ノ臨畫)	兵式體操	一〇
七	四	一	一	四	二	二	五	三〇
同	同	同	同	同	同	自在(諸物寫生)	同上	一〇
七	四	一	一	四	二	二	五	三〇
同	書讀方及綴譯文解	同上	同上	同上	主要ナル金屬及其化合物	同上	同上	一〇
七	四	一	一	四	二	二	五	三〇

豫科課程表

學科	第一期	第二期	第三期
倫理	人倫道德ノ要旨	同上	同上
國語及漢文	講義(漢文)讀(漢文)文(漢文)文(漢文)	同上	同上
時間	一週	一週	一週

第一級

明治二十一年全國高等中學校一覽表

尙、參考の爲に、明治二十一年に於ける全國高等中學校の一覽表を示せば左の通りである。

明治二十一年全國高等中學校一覽表

第一外國語	第二外國語	歴史	算學	博物	物理	圖畫	體操	合計
講義、文讀、會話	讀方及譯會話、作文及文法	萬國歴史	三角法	動物(總論、形態、組織)植物(總論、形態、組織)	主要ナル現象、定律及氣象學ノ大意	自在(實地寫景)	兵式體操	一〇
六	三	二	三	三	三	二	五	三〇
同	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一〇
六	三	二	三	三	三	二	五	三〇
同	書讀方及綴譯會話	同上	同上	同上	同上	同上	同上	一〇
六	三	二	三	三	三	二	五	三〇

學科	教員	生徒	徒	歳費金額
第一高等中學校	内國人 八 外國人 六	本科 三六二 豫科 六七九 補充科 醫科 三三三	計 一、二九三	九三、六〇〇・七〇〇

第二高等中學校	三三	一	三三	...	五三	一七三	二〇六	四九	三六、三四・〇五
第三高等中學校	四四	三	四六	三三	二九	九	三七三	七六五	五〇、四三・五〇
第四高等中學校	四五	二	四七	一七	九	一三五	四〇六	三六、二四・六三	
第五高等中學校	四三	一	四四	...	六	一六二	三五九	六九	四、九九・〇一
山口高等中學校	二三	一	二三	...	一七	...	二七	一三、三九・九四	
鹿兒島高等中學校	一七	一	一八	...	七四	二九	一四、九九・〇九
校造士館
合計	二四	一四	二八	四〇	一、四一〇	七四	一、三三五	三、六九	三九、九五・九二

備考 表中*印ノ中、華族五人、士族一五五〇人、平民九四二人、**印ノ中、華ナシ、士四六七人、平民八五八人ナリ

熊本縣廳跡に漆加跡射的場借用

而して古城假校の地域は、甚だ狹隘にして、體操其の他の運動に不便を來したので、本校は、二十年十一月二日付を以て、山崎練兵場及び障害物を、二十一年四月二十一日付を以て、熊本鎮臺より、坪井川沿ひの隣接地舊熊本縣廳跡の空地を、又、十二月十九日付を以て、日曜祭日等に限つて、漆畑射的場を夫々借用したのである。

他高等中學校の状況

尙、他校の状況を挙げれば、第三高等中學校に於ては、明治二十年九月一日より同四日まで、入學試験を施行したが、受験三百五名中、及第者四十四名(同年同月二十一日官報)、翌二十一年の定期入學試験には、受験者三百八十五名中、豫科第一級に四名、同第二級に三名、同第三級に三十二名、同補充級に八十名、合計百十九名の入學を許し(明治二十一年十月九日官報)、第二高等中學校に於ては、明治二十年十一月八日の官報に、來る十二月豫科第三級補缺生徒募集すべきに付、十二月十日迄に出願し、試験の初日に入學試験料金參拾錢を納付すべ

し、但試験の上不合格の者と雖も其學力僅に不足なるものと認むるときは假入學を許し、不合格の課目を補習せしむることあるべき旨を廣告し、翌二十一年七月九月の兩回、豫科及補充科の補缺募集を爲し、應募者二百三十名中、豫科七名、補充科四十六名、合計五十三名の合格者、落第者百二十七名、缺席者五十名を出して居り(明治二十一年十月十三日官報)、同年十月二十四日官報には、來る十二月、豫科第一級・補充科第二級・同第一級の補缺募集廣告を爲し、第四高等中學校に於ては、二十年九月十四日の官報に生徒募集の廣告を出して、九月三十日を以て出願期日と定めてゐながら、同月二十四日の官報には、都合に依り十月十五日まで延期の旨廣告してゐる。但、本校と異なる所は、豫科三級・同二級・同二級及び本科二級の各級に就いて募集してゐる點で、これ即ち本校より先に卒業生を出した所以である。

尙、參考の爲に、明治二十一年に於ける第一高等中學校豫科第三級入學試験細則を示せば左の通りである。

第一條 入學々力試験ハ左ノ表ニテ施行ス

第一高等中學校豫科第三級入學試験細則

試業期	學科		科目		目	時間
	第一外國語	第一外國語	作文(和文歐譯)	筆頭譯解(歐文和譯)		
第一期	數學	算術(全科)	代數(四則、分數、一次方程式)	讀方、會話、口頭譯解(歐文和譯)	...	二時
						二時
第二期	第一外國語	筆頭譯解(歐文和譯)	一時
						二時

期 三 第		期 二 第	
體 操	習 字	博 物 物 理 及 化 學 史	國 語 及 漢 文
普通體操或ハ兵式體操	楷、行、草書	大 意 日本歴史大意、萬國歴史大意	倫 理 平面幾何(直線形、圖面積) 人倫道德ノ要旨
		自 在 畫(臨本)	講 讀(皇朝史略、日本外史ノ類)
		日本地理ノ概略、亞細亞及歐羅巴ノ地理	書 取(漢字交リ文) 作 文(漢字交リ文)
			一 時三十分
			一 時
			一 時
			二 時
一組 三十分			

第二條 第一條ニ記載セル學科ノ試業ヲ三期ニ分チ施行ス

第二條 各期ノ試業ニテ第六條ニ依リ既ニ不合格ト確定シタル生徒ハ次期ヨリ試業ヲ受クルヲ許サス

但シ本校豫備ノ學科ヲ教授スル學校ヨリ之ニ關スル定規第四條ニ依リ届出テタル生徒ヲ悉ク試業ス

第四條 第一條ノ科目ノ段中一行内ニ記載セル科目毎ニ特立ノ點ヲ付ス

第五條 各科目ノ點數ハ一百ヲ滿點トシ六十以上ヲ合格點トス

第六條 入學々力試業ニ於テ合格ハ左表ニ依リ判定ス

但シ第十一條ニ該當スルモノハ此限ニアラス

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
○	一	一	二	二	三	三	三	四	四	四	五
合格セサル科目ノ數	四十以上	四十未満	五十以上	五十未満	五十以上	五十未満	五十以上	五十未満	五十五以上	五十五未満	
合格セサル科目ノ最下點數	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格
入學試業ノ成績	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格	合格

第七條 第一條中博物、物理、化學ヨリ成ル學科ハ得點ニ二分ノ三ヲ乘シテ得タル數ヲ合格、不合格ノ判定ニ供スル點數トス

第八條 歴史、習字、體操ノ三學科ハ得點ニ二ヲ乘シテ得タル數ヲ合格、不合格ノ判定ニ供スル點數トス

第九條 入學々力試業ニ合格シタル者ハ體格検査ヲ受ケシム

第十條 入學々力試業並ニ體格検査ニ合格シタル者募集定員ニ超ユルトキハ先ツ本校設置區域内ノ生徒ヨリ採
リテ次ニ他區域ノ生徒ニ及ホス者トス

第十一條 本校豫備ノ學校ヨリ之ニ關スル定規ニ從ヒ届出テタル生徒ハ第六條不合格ノ項ニ當ルモ左ノ方法ニ
依リ調査シテ不合格ノ學科ノ再試業ヲ施シ其結果點數ヲ第六條ニ適用ス

第一 豫備ノ學科ヲ教授スル學校ヨリ届出テタル生徒ノ中各科目ニ付キ合格點ヲ得タル生徒ノ數ヲ該學校該
學科ノ合格人員ト云フ

第二 豫備學校ヨリ内號雛形ニ依リ差出シタル届書中各科目ニ付キ別々ニ點數ノ順序ニ從ヒ數ヘタル生徒ノ
順番數ヲ其科目ニ於ケル其生徒ノ豫備學校ノ順番數ト云フ尤モ同點ヲ有スル生徒二名以上アルトキハ其各
生徒ノ順番數ハ之ト同點ヲ有スル他生徒ヲ皆之ヨリ大ナル點數ヲ有スルモノト見做シテ數ヘタルモノトス

第三 再試業ヲ施スヘキ生徒ハ不合格ノ科目ニ付キ其生徒ノ豫備學校ノ順番數皆該學校該科目ノ合格人員ヨ
リ小ナルカ又ハ等シキ者ニ限ル

第四 該生徒豫備ノ學校修業中ノ履歷ニ依リ再試業ヲ施サ、ルコトアルヘシ

(明治二十一年七月三日官報)

第二節 紀元節奉祝式・入學式等に現れたる校風の樹立

紀元節奉
祝

明治二十一年二月十一日は、八十餘名の本校生徒として、始めて迎へた紀元節であつた。入學以來僅に三月に
過ぎなかつたとは云へ、洵に感激と意氣そのものの現れであつたことが、次の引用文に能く見えてゐる。即ち野

文部省宛
の報告

村校長は文部省宛、

本年紀元節遙拜祝賀ノ實況別紙之通ニ有之候間乍延引供一覽候也

但未ダ深ク當校ノ薰陶ヲ經ザル生徒ニテ遙拜格禮姿勢其他祝文等ノ際種々ノ風致ヲ呈シ將來ノ爲メ大ヒニ參
考ニモ相成リ學校ノ便益ヲ當日ニ得ル多々有之候

と冒頭して、實況を詳細に報告してゐる。即ち當日の遙拜式は、豫め器械體操場の東部籬處に神壇を設け、其下
に几卓を列べて冷酒干肴を置き、午前九時、生徒一同は遙拜場に、校長教員役員は籬處に夫々整列、次に來賓一
同整列、祭司神饌を供し祝詞を朗讀し、次に校長教員役員生徒の順を以て拜賀を了へたる後、賓主一同、宴場に
整列して冷酒一順了るや、校長進み出でて生徒に對し、神祖の功德遺澤を銘記して、忠君愛國の念を失はざら
むことを期すべき旨を述べ、

特ニ此第五高等中學校ノ諸氏ハ、他日校ヲ出ルノ後ハ、社會ノ表面ニ立チ中等以上ノ人物タル可レバ、忠君ノ
念慮ハ、猶一層深ク且ツ大ナラザルヲ得ズ。諸君、屹度之ヲ體シ、充分勉強セザル可ラズ。然レドモ之ヲ體ス
ルニ一ツノ深ク戒ム可キモノアリ。何ゾヤ、則チ諸子ノ腸中ヨリ卑屈病ヲ脱却スル事ナリ。苟モ此病ニシテ人
心ニ浸染スルニ至ラバ、之ヲ大ニシテハ君ニ盡スノ忠心モ爲ニ壓倒セラレ、國ニ報ズルノ義務モ爲メニ挫折セ
ラレ、之ヲ小ニシテハ活潑ナル勉強モ出來ズ、從テ進歩モ亦遅カルベシ。則チ后来ノ立身ハ勿論、本校ノ卒業

野村校長
の訓話